

事のある故なり。左方の袖を射向けの袖といひ、敵對して進む時、搖り翳して矢石を防ぐ用をなす。右袖には裏面の後縁に染革を付く、籠手摺の章といふ。梅檀鳩尾は、ワタカミの手さきより、高紐の邊にかけ垂る。左右同形ならず、右を梅檀といひ、弓をひくに支はるを以て、袖の形の如きものとし、屈伸自在ならしめ、左を鳩尾と稱す。上古の鎧は、胸板を狭くし、左右手の働きを自在ならしめたれば、胸板の左右のはづれを塞ぐために造りしものなり。籠手は上古手纏といひ、また覆臂ともいひて、かの短甲に具したり。臙當は必ず騎射盛りとなりて後造りしものならん。馬上にて用ゐるものを、大立舉臙當といふ。喉輪は頸廻りの下、即ちのどより胸板の上部を被ふものなり。膝鎧といふものあり、古き物ならねど、平治物語繪卷に見ゆ。南北朝ころよりこなたには稍行れしが如く、後世は佩楯と稱して一般に行はれたりき。よろひの一種に、胴丸といふものあり、式正の大鎧、即ち佩楯あるものに對し、胴を丸く圍む形なるから、此稱あり、袖の設けなけれども、肩の防ぎに杏葉と名付るものを着け、輕便のかたには今の鎧にかへて、大にこれを用ゐしもの如し。胸板は鎧に比して却つて大きにして、梅檀鳩尾などいふが如き設けはなし、鎌倉盛りのこのかた

に至り、鎧漸くすたりて、多くこの胴丸、或は腹巻といふものを將士も用ゐたり。さて鎧と此胴丸との區別は、これには弦走、及び梅檀鳩尾、脇楯、逆板などはなし、又ワタカミの背部、鎧と異にして、草摺八間なり、又後世にいたり、壺袖を付る事もあり。腹巻は古くより有て、護身のため衣裏に着け、又鎧の下に着こみし物なれば、杏葉もなく、背も省きしが、後世にいたり、表に着して、袖及び兜をも添へ、背板といふを仕出て、俗に臙病板ともなつく。鎌倉時代より大に流行して、今も存するもの多し。腹當といふものあれど、南北朝時代以來のものならん。臨時非常の際など、簡便に所用せしが、又後に戰場にもこれを用ゐたり、或は馬上の時に着せし圖を見る。よろひの威毛といふは、小札を連綴し、又上下を聯ぬるものをいふ、もと貫緒といひ、小札に緒をぬき通す故に緒通しの言、即ちおどしと誤りしものなり。上古は章を用ゐ、後に組糸をもつかひて、其糸の色目により、何色おどしといふ事となりし也。

## ○本朝軍器考

(十二册)

新井白石 著

此の書は旌旗矛戟より甲冑弓箭等に至るまで本朝武器の制度を考證し沿革を擧げ一々之を圖示したるものなれば軍器を調査せんとするものゝ一讀すべきものなり

## ○本朝軍器考集古圖說

(二册)

新井白石 著

神社佛閣等に秘藏せる古代軍器の圖說なり

## 刀劍鉞及び弓箭

前回には其一身の全體を固め守る必用具たる甲冑の概略を述べおけり凡そ一身の進退に就てその身を守護るに二種あるが甲冑の類その一なり此一種はおもに身を固むるもの今一種は手腕を以て護りふせぐもの即ち刀劍鉞及び弓箭の類なり。みな古來必用具にしてこゝに掲擧カキウざるを得ざるものなればなほ概略をのべ試みむとす。又かの甲冑を音讀にカッチウといひし事もむげに近代の言ならず保元物語或は平家物語の類の假字がきのものに既キヤく見え其他大かた當時の戰記冊子などに多くしるせり。又この甲冑をさせながといひし事古事談及びなほ保元物語平家物語の類に見ゆ。こは刀劍をみばかしといひ弓をみとらしなどいひしと同類語にして全身に長くきする故の名蓋し其人其所によりての敬語なり。この一言前回にいひ洩したればこゝに附ていふもとより此語のみならず猶多かり。まづ刀劍を古來つるぎといひ又たちといひ又つるぎのたちともいひき。これらの語意も古人種々に定めいひおかれたれど要するに心よく物を斷ち切る意に基づ

ける言なり、倭名鈔云、刀四聲字苑云、似劔而一刃曰刀都牟反、大刀和名と見え、また劔、四聲字苑云、似刀而兩刃曰劔學欠反、今按僧家所持是也と見え、また屬鏤、廣雅云、屬鏤刀朱反、文選讀豆流とありて、この豆流岐の訓を、劔の條に注せずして、如此屬鏤の所に注せり、按するにつるぎの訓は、上にいふ如く利く物を截ることをほめし名なる事は知らる、さて刀の條に、劔似刀而兩刃曰劔と記し、和名を擧ず、この本文をふと見る時は、つるぎは全く兩刃の物のみと思ふべからむ、横刀をもたちと訓めども、古事記にはつるぎと訓み、刀を平常にかたなとよむを、萬葉集には劔刀、また倭名鈔に、長刀短刀の刀をたちとよみ、劔は平常につるぎとよむを、飾劔、野劔カガリダチノダチの類を、たちとよめり、また古事記に、草那藝之太刀とあるを、日本書紀には、草薙劔とあるを始て、大かた兩方を通はしてかけるもの多し、されば漢字には刀と劔と、片刃諸刃の差別あるに拘はらず、わが邦にはこのたちとつるぎの和訓は、其片諸にはよらざるものなり、さてこの刀劔、太古以下古代には、金石木の三種を以て製す、この事みな歴史に粲然たり、中就て木製の物は、今日に傳はらざれば、判然しがたし、金屬のかたは、まづ日本書紀神代の下、御兄弟御幸がへの條に、始兄弟二人相謂曰、試欲易幸、遂相易之、各不得其利、兄

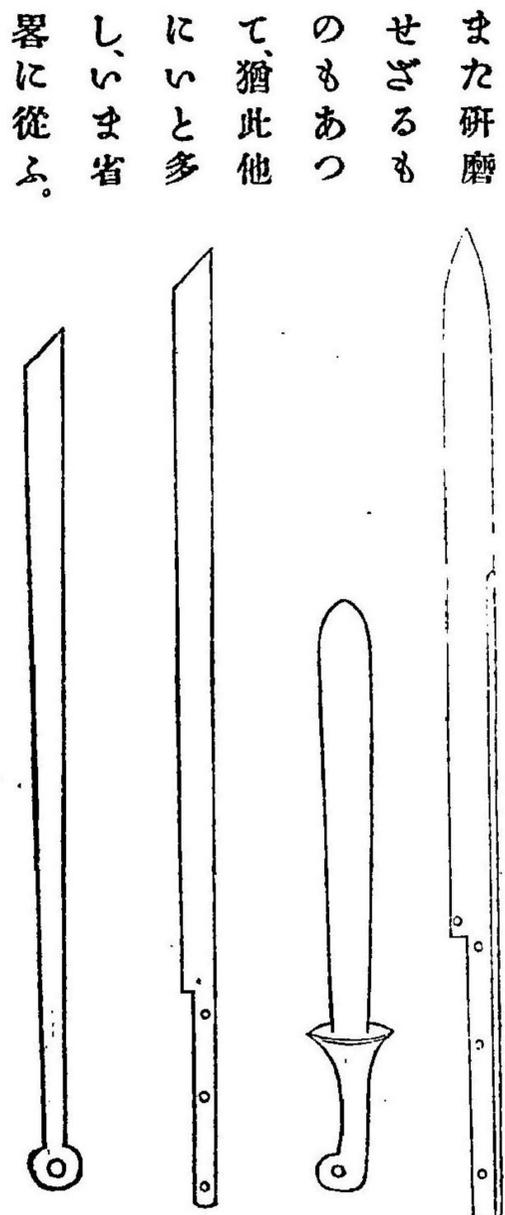
悔之、乃還弟弓箭、而乞己鈞、鈞弟時既失、兄鈞、無由訪覓、故別作新鈞、與兄、兄不肯受、而責其故、鈞弟患之、即以其橫刀鍛作新鈞、盛一箕而與之、と見えたる横刀、また古事記には、於是伊邪那岐命、拔所御佩之十拳劔、斬其子迦具土神之頸、爾著其刀前之血、走就湯津石村、所成神名石拆神云々、とあるなどの劔の字などを併せ考ふれば、神代より金屬なることも明かにして、猶古事記、日本書紀にはこの刀劔同物なるのみならず、種々の名あり、都牟加利乃大刀、また於保婆加里、また加無止乃都留岐、また布都乃美多麻、また阿羅麻左など、みな利刀の中にも、特に靈異ある稱にして、研磨せるものの如し、また研磨

鋒、諸刃、サシフツ

諸、刃、カブツチ

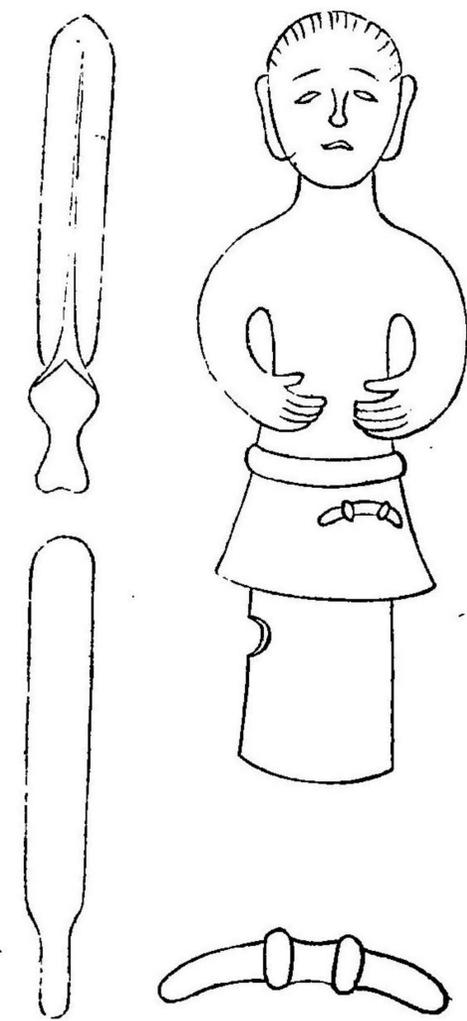
片、刃

片、刃、コマツルキ



せざるものもあつて、猶此他にいと多し、いま省畧に従ふ。

又石にて製造たるを伊志都々伊といふ、神武天皇の御歌に見えたり久夫都々伊もなほ此類なり、後世弄石家には、兩頭なる石礎といふ物あり、これ石劔の類なるを礎とは衣を構つ槌にかたち似たるを以てなつけしなり、石劔といふものにも種々のかたちあり、又土偶石劔を佩しものもあり。



土偶  
及  
石ツ、イ  
石劔二種

此圖の如く、又あるやうに製造りし石ツ、イは、如何にして佩ぶるにか、いまだ其徴を得ざれど、或は鞘に緒を施して佩びしか猶考ふべし。其鞘とは章を使用しか。

木製のものあり、景行天皇紀十二年十二月條に、天皇仍與群臣議之曰、今多動兵衆、以討土蜘蛛、若其畏我兵勢、將隱山野、必爲後愁、則採海石榴樹作椎爲兵、因簡猛卒授其椎、以穿山排艸、襲石室、土蜘蛛而破、于稻葉川上、悉殺其黨、血流至蹠、故時人其作海石榴椎

之處曰海石榴市、といふ古事みゆ、椎はいはゆる、石椎、加布都知のツチにして、刀劔の稱なることを明らむべし。また海石榴樹はいまいふツバキなり、これ上古木製の劔をも使用ひし證とすべし。凡そ刀劔の稱にも種々あるは、其使用ふべき時、或はかたち又かざりなどに依る事は論なけれど、上にいふ所の十握劔、或は九握、八握などいひしことも、古く日本書紀、神代卷に見え、また伊都之尾羽張、天之尾羽張などいふも、古事記に見ゆ、此語意古人説々あり、今こゝには略く、又同記大國主神の段に生太刀といふことも見ゆ、こは其物をいはひていへる事、本文にくはし。狛劔といふもあり、て萬葉集によみかけたる歌に和佐美原とつゞけたるは、高麗劔の意にして、上に略圖にしめすが如く、劔頭に輪あるのみならず、佐美即ち劔の古訓なればなり。又中古にいたりて、延喜式に見えたる、太神宮の御神寶に、玉纏御大刀といふあり、そは玉を飾れる故にこの名あり、又須我流御大刀といふもあり、これも上にいふ都牟加利と同義にしてよく截斷る意を表せり。又儀仗に使用ふ飾劔野劔の類は、いま枚舉に遑あらず、みな其形容、或は裝飾、鞘塗のくさくさによりてなつけしものなり。節刀を賜はるといふ事あり、續日本紀大寶元年五月に、入唐使粟田朝臣直人に授け

たまひし以來、和銅年間、寶龜年間以下、平安朝にいたりても、屢この事あり、こは軍防令に、凡大將出征、皆授節刀、辭訖不得反宿於家、と見えたるが如く、もとは討伐に出發のをりに賜はりしを、なほ外邦に向ふ將軍にも賜ひしものなり。代々の歴史、記録に多くみゆれば、其委しきことはこゝにいふ限にあらず、本書を往見すべし、又衛府大刀といふあり、これも武衛の使用ふによりて此名あり。

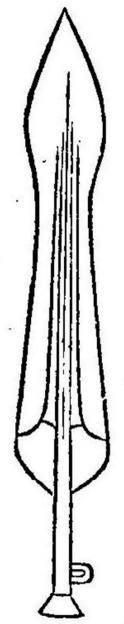
護身の大刀の類、上下ともに種々ありて、いはゆる壺切御劔といふもの、中古以來皇太子に奉る御例となりし事、扶桑略記、及び延喜十四年御記、或は江談抄、江家次第、等其他の記録類にも見ゆ、中に就て續古事談には、委しく見えたり。また源平兩家の間にわたりて、吠丸、鵜丸、獅子王あり、この事保元物語、平家物語、源平盛衰記等に見え、石切、膝丸、髭切、小鳥の類も、保元物語、平治物語に見えたり。なほ蜘蛛切、鬼丸、鬼切は、太平記に見ゆ、かゝる類をあつめんは際限あるべからざれば、大かた省略に従ふ。

又一種の利用に、兵庫鎖の大刀といふあり、其鞘を金屬にてつゝみ、鎖を附けたり、又鞘巻といふもの種々あり、これらも平家物語、源平盛衰記、東鑑等に見え、そめて、後世までも多く使用へり。尻鞘といふもあり、熊毛の尻鞘などの類なり、これも種々あり。

後世なほ使用せしものなり。

鉾は、倭名鈔云、戟、揚雄方言曰、戟九刺反和名保古或謂之干、或謂之戈古禾反と見えたり、これにも太古金石木の三種あり、又奴保古といふものありて、伊邪那岐命、伊邪那美命、二柱天の浮橋に立給ひて潮をさぐり給ひし事、古事記、日本書紀等の神代卷に見ゆ、これ玉をつけたる鉾なりといふ。また日本書紀、崇神天皇四十八年正月條に、勅豐城命活目尊云々、會朝兄豐城命以夢辭奏于天皇曰、自登御諸山之嶺、向東而八廻弄槍、擊刀、弟活目尊以夢辭奏言、自登御諸山之嶺、繩纏四方、逐食粟雀、と見え、また古事記神武帝御卷云、爾大伴連等之祖道臣命、久米直等之祖大久米命二人、召兄宇迦斯、罵言云、伊賀所作仕奉於大殿内者、意禮先入、明白其將爲仕奉之狀、而即握橫刀之手、上矛由氣、矢刺而追入とも見ゆ。また太古にヒポコといひしは、扁鉾なり、日本書紀神代卷上の一書に、以石凝姥爲冶工、探天香山之金、以作日矛とある、この日の字は假借なりとす。さて其質は銅鐵ともにいまも遺れり。

また石にて製造るものの上等を、美石鉾といふ、日本書紀垂仁天皇の三年の條に、天日槍將



有職故實 刀劔鉾及び弓箭

來の寶物の中に、出石梓一枚とありて、又その一書に、出石槍などある、みな是なり。今もたまたま發掘し、弄石家にもてるものもあつて、形式一樣ならず。また木にて製造るもの、多く杠谷樹を材とす、これを比比良岐乃也、比呂保古といふ。古事記に見えたるを、同傳卷廿七、即ち比比羅木之八尋、矛の條に、宣長翁いへらく、上代の矛は鋒刃あるものみに非ず、木の限りなるもありし、此比比羅木の矛も然なり、若鋒刃ありて、其柄の比比羅木ならんには、柄の材の名を矛の名に負べき由なきを思へ。續日本紀十八に、梓削といふ工も見え、又古書どもに、鋒字を多く木偏に易へて梓を作るも、木矛の多かりし故と、思はる。梓の字には、富許の義はなし、ホコには此方にて用る字なり、さて漢國にても槍、受などは、刃はなくして木もて作れるもの也。されば古の木矛は、今の世に棒といふ物の類にぞ有けむ、但し鋒刃のあるも、木の限りなるも、其形はさまざまありと思しくて、廣矛など云名も見えたり、八尋といふは甚長き由なりと見え、續日本紀卷二大寶二年春正月丙子の條に、造宮職、杠谷樹長八尋と見えたるも、杠谷樹の長八尋なるを梓に作りて、献りしなるべし、長八尋とのみあれども、八尋梓根といふを略呼せしならん。又同卷同年夏四月丁未の條に、從七

位下秦忌寸廣庭、献杠谷樹八尋梓根、遣使者奉于伊勢大神宮と見ゆるなどを思へば、藤原氏專權時代にいたりても、なほ杠谷樹の梓を使用ひしものなるべし。

以上刀劔鋒の上代に見ゆるものより、概略にその一端を述べて、階梯にそなふ。委しき解説は、一朝夕の盡すべきにあらず、これも前回甲冑篇にもものしつる書類圖様に参照して、よく心得べきものとす。

わが國は、太古即ち神代より、刀劔弓箭は、上にもいふが如く第一の要具なる實際、次の正史古歌にも見えて、後には尙武のこのわが大道をゆみやとるみちとも、ゆみやの道などいひ、又轉じて弓馬のみちなどいひき、蓋し中古以來の語なり。

まづ弓は、倭名鈔云、弓、四聲字苑云、弓、音宮和名由美所以遣箭之器也と見え、日本書紀神代卷上に、日神本知素戔鳴尊有武健陵物之意、中略躬帶十握劔、九握劔、八握劔、又背上負鞞臂、著稜威高鞞、手握弓箭、親迎防禦と見え、綏靖天皇紀に、使弓部稚彥造弓、倭鍛部天津眞浦造眞麿、矢部作箭。また垂仁天皇紀廿七年八月條に、弓矢及横刀納諸神之社、などもあり。續日本紀慶雲元年四月の條に、以信濃國献弓一千四百張、充太宰府とも見えたり。また萬葉集にも、鳥之鳴吾妻乃國之御軍士乎、喚賜而千、擊破人乎、和爲跡、不奉

仕國乎治跡、皇子隨任賜者大御身爾太刀取帶之、大御手爾弓取持之、御軍士乎などもみゆ生弓矢といふ事は、上の生太刀といふ條にもかゝげし如く、古事記大國主神の段に見ゆ、また古事記に、天忍日命、天津久米命二人、取持天之波士弓、手挾天之眞鹿見矢と見えたるを、日本書記神代下卷に、天忍日命、帥天津大來目、背負天磐敷、臂着稜威高鞆、手提天梶弓、天羽羽矢、及副持八目鳴鏑云々と見え、なほ古事記に、麻迦古弓天之波波矢といふ稱も見ゆ、釋日本紀に、私記を引て、問此弓矢其體如何、答其義未詳、但或說云、探天香山之梶木、造弓故謂之夫鹿見弓云々、謂羽羽矢者、以鳥羽波久矢也、などあり、猶この弓矢の稱意說々あり、また萬葉集に、御執乃梓弓之奈加弭乃音爲奈利、とあるミトランは、手にて取らします弓といふ敬語なり、又同書に、手束弓、手爾取持而とあるも、只手握といふ意味なりといへり、或は丸木弓、梓弓、檀弓、槻弓など、其材料もて名つくるもの、諸書に散見して枚擧の遺あらず、又此他その裝飾によりて、赤漆弓、黒漆弓、蒔繪弓の類、或は重藤とて、藤にて弓體をまくものにも種々の名稱あり、樺卷、革卷あり、すべて此類は中むかしの軍記物語等に見えて、此他數ふるもいと繁多なれば、大かた省略に従ふ。

弦は弓に張て箭を遣るものなり、倭名鈔云、弦、說文云、弦、由美都流同、弓弩弦也と見え、萬葉集に、梓弓末之腹野爾鷹田爲君之弓食之、將絶跡念甕屋とあり、又日本書紀雄略帝條に、於娑婆水門合戰、而射蝦夷等、或踊或伏、能避脱箭、終不可射、是以尾代空彈弓、弦於海濱上射、死踊者伏者二隊、ともみゆ、これらにて弦の必要はよく明かなり、宇佐由豆留といふ稱あり、日本書紀神功皇后條に、時武内宿禰、令三軍悉令椎結、因以號令曰、各儲弦藏千髮中、且佩木刀と見え、古事記には、令云息長帶日賣命者既崩、故無可更戰、即絶弓弦、欺陽歸服、於是其將軍既信詐、弭弓藏兵、爾自頭髮中探出設弦、一云宇佐由豆留、更張追擊とあり、思ひ合すべし、また都良緒ともいひしは、萬葉集に、梓弓都良緒取波氣引人者、後心乎知人會引とあるにて知らる、なほ名稱あれども弓に准知べし、鞆といふもの古くは使用ひしを後世は亡し、弓の條に稜威高鞆といへるこれなり、倭名鈔云、駮、蔣紉切韻云、駮、音早、和名止毛、楊氏漢語抄、日本紀、在臂避弦具也、毛詩注云、裕、今案、即裕、裕之、綫也、禮弓矢圖云、綫、音臂、駮以朱韋爲之、とあり、日本書紀應神帝條に、初天皇在孕、而天神地祇授三韓、既產之、宍生腕上、其形如鞆、是肖皇太后爲雄裝之負、鞆故釋其名、謂譽田天皇、謂武多焉、また萬葉集云、大夫之鞆音爲奈利云々、また延喜

式内藏寮部に、梓弓一張、矢四具、鞆一枚、また内宮長曆送官符に云、鞆貳拾肆枚、以鹿皮縫之、黒漆以胡粉畫之、各納袋、着緒一處、用紫革、長一尺七寸廣二分などもあるにて、其この物の大體を知るべし。土偶に鞆を手にかけしものあり、又後世の時代ながら、年中行事繪卷の中に左手に鞆をかけて弓射る圖あり、往見すべし。此他テガ彈といふものもあり、後世のものながら、中古以來多くもちゐし所にて、韋製のものなり、又決拾ともいひき、彈及び鞆袋、鞆緒などの事は、倭名鈔延喜式等にも出たれど、さのみはとてこゝには略く。

矢は、弓に相對する要具なること、人皆知る所の如し、倭名鈔云、箭、釋名云、笑、音夜和また日本書紀綏靖帝の卷に云、十一月云々、乃使弓部稚彥造弓云々、矢部作箭、及弓矢既成、神渟名川耳尊、欲以射殺手研耳命、と見え、延喜式、伊勢大神宮の條に、箭七百六十隻、長二尺四寸、鐵箭、以鷲羽作之、以雜丹塗畫之、また天羽羽矢、天真鹿兒矢などの事は、弓の條にいへり、なほ天加久矢といふ名、古事記に見ゆ、天若日子、持天神所賜天之波士弓、矢之加久矢、射殺其雉とある、恐くは眞鹿兒矢と同じ物にや、また日本書紀、神功皇后卷に、菟區ツク噲彌ニ末利ス椰塢ヤ多具倍タといふ名も見ゆ、釋日本紀に、私記を引て、師說曾矢也、稱末利矢者、甲

冑之間爾伊禮加久須也、今世古津萬伽岐歟とあり、また古事記に、輕箭、穴穗箭といふあり、同物を日本書紀には、穴穗括箭、輕括箭始起于此時也とも見ゆ、こは皆輕、太子、穴御子に係る名なり、箭は倭名鈔云、箭、釋名云、笑、其體曰箭、音夜和旁曰羽、音去とも見え、箭にも、々の名稱あり、箭は倭名鈔云、唐韻云、箭、音夜和反、箭受、音夜和反、弦處也とありて、この箭も種々の名稱あり、大鏡には、水晶の箭もみえ、太平記には、白磨の銀箭といふもあり、箭に羽ある事上にいふが如し、この羽にも種々あり、皆中古の記録、戰記等に多く見えたる、枚擧に遑あらず、なほ箭の全體にわたるものを、倭名鈔には、箭、釋名云、笑、音夜和反、其體曰箭、音夜和反、旁曰羽、音去其足曰鏃、音夜和反、或謂之鏃、音夜和反、才、音夜和反、訓、音夜和反、俗云、利、音夜和反、唐韻云、箭、音夜和反、須、音夜和反、箭受、音夜和反、弦處也とあり、上にも其名稱ごとくに引出て、重複すれども、さらにこゝに全文を擧ぐ、上にいふ所の鏃、音夜和反、鏃にも、なほ種々ある事、戰記類に多くみゆ、また古事記に八十神怒欲殺大穴牟遲神、共議而亦鳴鏃、射入大野之中、中略其鳴鏃所落之地、謂訶夫羅前也、と見え、八目鏃は、倭名鈔云、鳴箭、漢書音義云、鳴鏃、如今之鳴箭也、日本紀私記云、八目鏃、音夜和反、豆、音夜和反、女、音夜和反、ともあり、その日本紀とは、神代卷に手捉天梶弓、天羽羽矢、及副持八目鳴鏃、といへるものなり、征矢といふは、軍防令云、凡兵士云々、每人弓一張、弓弦袋

一口、副弦二條、征矢五十隻、胡籥一具など見え、續日本紀、延暦十年十月の條、仰東海東山二道諸國、令作征箭三萬四千五百餘具とある以下、これも諸書に見えてめづらしからず、鞞は倭名鈔云、鞞、釋名云、步人所帶曰鞞、初牙反和以箭又其中也とありて、日本書紀推古帝十一年十一月、皇太子請于天皇、以作大楯及鞞とも、また萬葉集にも大伴之名負鞞帶而オホトモなどもありて、この鞞も種々の名あり、古事記に天之石鞞あり、日本書紀に帶金鞞ともいへり、また倭名鈔云、箠周禮注、箠音服和名盛矢器也、唐令用胡籥二字、唐韻云、胡籥胡鹿二音、箭室也とありて、箠、胡籥とも通じて使用ひ來たる書類いと多し。さて兩様ともに、種々の名稱をかけていへり。

中古以來は、故實をとらふる事、この弓箭ともに甚だ繁多なれど、今は其類は省畧ハハさて、多く學術にオホ由來をひねとして、其概略をかゝぐ、猶本書に就くべし。

## 輿車 其一

輿といひ、車といふものは、上古時代に於て、これを乗り初めつといふ事、詳かに知るべからねど、字面に見えたるは、まづ日本書紀の神武天皇の條三十二年四月の下に、皇輿巡幸とあり、また同紀の垂仁天皇の條十五年八月の下に、竹野媛といふ人、葛野にいたりて、自墮輿而死ともあり、また應神天皇の御輿、承久元年七月にいたりて、燒亡せし子細の事、東鑑に見えたるなど、これらは凡そ文飾に出たるかも知るべからず、又當昔のといふ文中に、鸞輿、或は乘輿などいふ字も、所々に見えたり。

車も、日本書紀の所々に車輿とつけたる文見えたるを、雄略天皇の條五年二月の下に、天皇乃輿皇后上車歸といふ字見え、また姓氏錄車持公の條に、雄略天皇御世、供進乘輿、仍賜姓車持公とも見え、たれば、この車の事は、たしかにおぼゆ、されど當時始めて車をいとなみ造りしにはあらず、其諸書に參取して、これより以前にありしは、明かなり、また日本書紀清寧天皇の條三年正月の下に、億計弘計の皇子の君たちを、青蓋車にて迎へ奉るよし見えたる、この青蓋車も亦例の文飾なり、同紀孝德天皇の條、

大化三年に、十三階の冠を定めらるゝ、其六を黒冠といふもの、大小二階ありて、大黒冠の縁を車形錦といふ織文を以て、つゝも事見えたるなどを併せ考ふれば、輿車ともに、古くありし事なるべけれど、其製作の精粗はもとより、知る事難し、中古このかた、天皇陛下は、御輿及び腰輿にも乗御し給ひ、その御輿を鳳輦ホウケンといふ事なるを、牛車といふものは勿論、輦ケンといふものをも、供御奉る事なし。或云、こは孝徳天皇、及び天智また文武などの帝代ごろよりの事ならんといへれど、慥に其始詳かにしがたし。延喜式にいたりて、その製造を記されたり、内匠式にいふ、御輿一具、長一丈四尺、廣三尺一寸、柱高四尺八寸、斗内長三寸、廣三尺二寸、脚高六寸、障子四枚、二枚長五尺、高二尺、一枚高四尺三寸、廣三尺五寸、二枚各高三尺二寸、廣九寸、蓋一枚、長六尺、廣五尺四寸、長桁并梁脚等料、五六寸、桁二枚、壁代、并平帖、束柱等料、步板二枚料、簀子二枚、柱桁并葱花等料、槻十三枚云々などあり、また腰輿一具、云々、また腰車一具、云々、また牛車一具、云々などつらね擧げたるに、御輿、御腰輿等に、みな御の字をつけ、腰車、牛車等には、御の字なきを見て、も供御には輿に限るべき御制度を心得べし。

然るに文武天皇、大寶の令制、職員令中の主殿寮の條に、頭一人、掌供御輿輦、蓋、笠、織扇云々事、とあるを見れば、なほ供御にも輦あるが如くなれど、こはわが孝徳天皇御代、かの隋唐の制度をまなばせ給ひ、特にこの令制は、唐令に據らせ給ひしかば、すべての文章も名稱も、その實には拘はらず、かのものをそのまゝにうつされたる御事なるが故に、この輿輦の字も、なほ唐令の文のまゝなるを察し奉るべし。さて其大唐六典を始めて、唐書に記載せる所の輦といふもの、即ち本朝の御輿にあたり、輿といふものは、却つて御腰輿にあたれるを明らむべし。この意味を以て、御輿を輦とかきしことつねにあり、續日本後紀嘉祥三年正月の條に、天皇即登殿、至御簾前、北面而跪、于時寄鳳輦於殿階、天皇后殿御輦而出、とあるこの鳳輦、また輦もみな御輿の事なり、さればこれより以下の雜史、日記、家乗にも、輿輦、鳳輦、或は鳳御輦、またたゞ輦などしるされて、輿とのみかけるは、却つてまれくに見る所となれり、よく心得べし。其雜史、日記の類、こゝに概略要領をつみて、書目を舉むには、まづ扶桑略記、仁和三年十一月の條、村上天皇御記、天徳四年十一月の條、西宮記、朝拜の條、北山抄、大嘗會御禊の條、小右記、長和二年九月の條、江家次第、大嘗會の條などに見えたる所の名稱なり。さて天皇陛下は、至尊にましますからに、車には乗御し給はず、その御輿といふもの

は、特に重く用ゐさせ給ひて、至尊の外には、古く皇后宮及び齋王、また御敬神の餘り服御に准せらるゝ御例なりき。皇后宮の御事は、三代實錄の貞觀三年二月の條下に、しるされ、また西宮記皇后行啓の條にも見えたり。齋王の御事は、官曹書類に、古符案の養老五年九月十一日の文を引き、また三代實錄、元慶五年正月の條、また貞觀儀式賀茂祭の條等に見えたり。されば太上天皇の尊貴におはしますすら、御輿を辭し給ひし事、類聚國史の淳和天皇弘仁十四年九月の條に、有司令設御輿及仗衛、太上天皇辭而不受、皇帝再三苦請、太上皇帝固辭、遂騎御馬、無前驅并兵仗とあるを見るべし。和名類聚抄云、四聲字苑云、輿音餘字或作車無輪也、在車下輿相連縛者也と見え、輦音輿も同抄云、周禮注云、后居宮中縱容所乘謂之輦力展反天爲輕輪、人挽所行也と見ゆ、こは本朝にては、宮城門よりのものとす、また腰車ともいふ、輦を腰のほどにあて、手を持てへて引く故に、かくもいへるなり、其用度延喜の内匠式に見えたり。皇太子晴の儀は、輦車音カマなりし事、文德實錄嘉祥三年三月の條に、皇太子下殿御宜陽殿東庭休處云々、須臾駕輦移御東宮雅院と見え、延喜儀式釋尊の條に、春宮坊設皇太子座於堂東北、皇太子於東門外輦即入廂門外堂拜先聖先師とも見え、また醍醐天皇御

記延喜九年二月廿一日、皇太子朝覲の時の文、至清涼殿北檐下輦候息所直曹なども見ゆ。又親王大臣など、特恩を以て許されて、輦音カマにのらるゝ事あり、されど男は宮城門より、宮門までの間をのる事にして、禁内はのらざりし事、西宮記に委しく見ゆ。至尊の乘御し給ふ所の輿を鳳輦といふは、有職抄云、鳳輦ハ朝覲遷幸等ノ晴ノ時ニ乗御凡行幸ニハ大略鳳輦ナリ其體金鳳御輿ノ上ニ立ナリ諸社ノ行幸ニハ葱花ヲ用ヒラルレ共春日日吉ノ行幸ニハ鳳輦ナリ嘉禎四年三月廿八日此日初度春日行幸ナリ御輿鳳輦先例ノヨシ光明峯寺ノ日記ニ見エタリとあるにて明かなり。百練抄寛喜元年八月廿五日御方違行幸也還御之間於錦小路大宮邊御輿鳳落地後日有沙汰裝束進怠狀といふ事もみえ、中右記、永久二年八月三日の條に、今夕依欲有行幸令裝束御輿之處、已鳳輦也、竊招大夫史盛仲云、如此時多用葱花、而鳳輦也、如何、大夫史答云、尤可然、仍尋葱花御輿之處、今月下旬、依可有賀茂八幡行幸、爲修理於行事所成彩色、仍令裝束鳳輦也、但只取遺葱花許、暫取置鳳形假居葱花之間、行幸今日延引來入日可有之、由被仰下也、といふ事もあり、又小右記にも、鳳輿は節會及び元三日行幸に供し、臨時の行幸には、葱花を供する事を記されたり、思ひ合すべし。

鳳輦に掛綱あり、又かづき奉る椀木、縦横にいと多く組たがへ、これを肩にのす、又雨天の時、雨皮（カ）をかくるなどの事どもあり、羽林秘抄に、御輿長、打懸雨皮、左右將以弓出、鳳形（ナ）、出了返給弓於隨身、取雨皮角々ヲ引ヒロゲテ、御輿ノ四方ニ雨皮ノ輪奈ヲ入、件ノ輪奈、近代無之、仍只引覆フバカリ也、次御輿長、懸綱ヲ打懸御輿上、（左右各一筋）左右將共取綱末、結付前陣之昇柄内方、引廻片鑑ニ結フ也、或人云、簷ノ際ヨリマヌグニ引渡シタルハ、見目ノ悪キ事也、簷ヨリ少シ引ノケテ、下ヒロゴリニ結付タル、シタタカニ見ユル也、御輿ノ簷ノ上ヲ引直シテ左右又結付後陣之昇柄、次御輿長、覆傍之雨皮、左右將取件、雨皮之左右、自後引廻之、當御輿前結之、莖二枚、覆上鳳形葱花、出之、莖二枚ヲ引違ヘテ、以系縫之、但近代以長竹針差之、云々此上、覆雨皮、但縫目ヲ綻シテ、タチテ鳳形葱花等ヲ出ス也、角正面、各一帖懸之、此上懸赤綱、御輿轅結付之、於御前方者、如帳帷、以赤綱柱結付也、風雨密時、不然、其下輿戸上、以赤綱引廻結之、常休息之時、暮床上御輿上案之、奉仕雨皮之時、平敷之上案、御輿蓋雨皮爲易奉仕也、なども見ゆ、また御雨皮針、長七寸、廣三分、下厚一分、可指覆莖之針也、長五寸、廣厚同前、廻雨皮針、可指簷下之時、用此針、出鳳綻一尺四五寸闊也、乳緒アリ、小緒ヲ付ク、廻雨皮、長五尺五寸、十二幅、色同上、淺黄色なる事上にいへり、横一丈五尺八寸、乳緒ニ小緒ヲ付ク、懸綱（蘇芳）如御輿綱、寸法可尋、腰綱（同之）或私記云、二丈五尺云々、宗行卿記也、これらにて、御鳳輦の概略を心得、さて本文に就て、その原書の前後の文意を味ひなどせば、大かた明かに察知せられん、またこの御鳳輦の真物は、こゝの上野公園内なる、帝室博物館歴史部に、宮内省の御出品として陳列せられたれば、容易にこれを拜觀し得らるべし、それこれ考へ合せられむとを望む。

上條の文中に略（まじ）へたる葱花輦もなほ供御のものなる事、鳳輦につゞける上文にて明かならん、蓋し鳳の形、御輿の屋上にとゞまれるを鳳輦といふが如く、この華輦も、屋上に葱（キ）の花の形いはゆる寶珠といふものに似たるをおけるその形容によりて此名稱ありと心得べし、西宮記、八省行幸の條に、神事之時、供奉人不着靴、不稱警蹕、無鈴奏、御華輦、即位、朝拜、御鳳輦、大嘗會同之と見えたり、また有職抄に云、葱花ハ神事ノ時之ヲ用ヒラル、即位ノ山ノ奉幣ノ行幸、必葱花ヲ用ヒラル、大内裏ノ時ハ、建禮門ニ行幸アリテ行ハル、後三條院治暦四年、建禮門ナキニヨリテ、神祇官ニテ山ノ奉幣ヲ立テラル、然リシヨリ流例トナリテ、神祇官ニ行幸ナルナリ、又神事ニアラズ、尋

常ノ行幸ニモ粗ボ例アリ、春日、日吉ノ外、諸社ノ行幸勿論、葱花ナリ、其體葱花ノ形ヲ金ニテ打チ、テ、御輿ノ上ニ居ルナリ、永久二年十一月十四日、八幡行幸葱花、同月十八日加茂行幸、同夕葱花ニ乗御アリ、と見え、この他李部王記、天曆二年正月八日、御齋會の時、小右記長和五年六月二日の條、長秋記大治四年四月廿五日の條等に、みな葱花に乗御のよし見えたり。

また供御の御腰輿あり、貞觀儀式御禊行幸條に云、左右近衛府、左右各騎陣十人、歩陣十人、腰輿在共間、菅蓋、紫蓋次之と見ゆ、また延喜内匠式に、製造の事をあげて、御腰輿一具、桁長一丈四尺、廣二尺九寸、脚高五寸、桁脚料、簀子二枚、平帖束柱料、歩板一枚、鳥居高關料、檜榑一材、と見えたり、また和名類聚抄云、腰輿、唐令云、行障六具、分左右夾車、其次腰輿、(和名太古之)とあり、有職抄に云、腰輿、大嘗會御禊行幸、太政官ヨリ河原ノ頓宮マデハ風輦ニテ、御膳ノ幌ヨリ、腰輿ニ乗御ス、此外宮中ノ間ニテ、御方違ノ行幸、或ハ火事、地震ナドノ俄ノ行幸ニ、乗御アリト見え侍ルナリ。○御方違腰輿、文治二年十一月十六日雨降、御方違トシテ、近衛府廳屋へ行幸、官廳輿ヲ儲ク、然ルニ源大納言通親甚雨ノ間然ルベカラザル由下知ヲ加フ、依テ更ニ鳳輦ヲ儲ク、凡甚雨ノ日、腰輿ヲ用

フル例ナトシ云フ。○内裏焼亡、永久二年八月三日、大炊ノ内裏焼亡、主上腰輿ニ駕シテ、院御所ニ遷御、同四年八月十七日、内裏焼亡、主上腰輿ニ乗御シテ、院御所ニ遷御。○地震、元暦二年七月九日、午上刻大地震アリ、天下ノ諸人、家ヲ離レテ外ニ出ル、主上腰輿ニ駕シテ、中島ニ遷御。○大衆蜂起、安元三年四月十四日、或記ニ云、山ノ騷動ニヨリテ、大衆下落スベシト云ヒ、仍テ主上去夜ヨリ、腰輿ニ駕シテ、院御所ニ渡御ト云フ。など見えたるを以て心得べし、なほ諸家乘日記類にも多くみゆれど、大かたは省略す、永正年間行幸行官賢注進に、

注進 腰輿御修理之事

御蓋 代一百文

四方手崎金物釣柄朽損之間可鐵伏歟

葱花 代三百文

金薄以漆置之

雨皮 代三百文

生平絹雨面水色長八尺歟六幅

纒網疊 代八百文

錦 四方二重縁

東京錦御茵 代二貫五百文

加良美緋組 代一貫文

油單並張筵 代八百文

木丸總藥四方ニ 代八百文

金物所々 代三貫文 檻并地盤折金物等

柱 四本 代五貫文 木口金物アリ失ハズ黒染雨儀ニ被用之

吳床 代一貫文 檻木柱八本鐵金物アリ差綱等

物塗 代三貫八百文 折中分

表裏筵 代三百文

已上十八貫八百文

覆張可被用古物之間、不注申、

右爲折中注進如件

永正十二年六月日 行事官左史生宗岡行賢上

これらの注進品目を見ても、其概略を知るべし。特に此御腰輿といふものも、帝室博  
物館歴史部に陳列せられたれば、これらの本文に参照して、よく心得らるべし。

至尊にましまさずして、臣下及び僧綱などの乗るに、屋形輿あり、玉海、治承四年六月

二日都移しの條に、入道相國駕屋形輿といふ事見え、同治承四年六月十四日、高屋形  
輿、借用大納言也、輿昇十二人といふ事も見ゆ、また西宮記御佛名の條に、昌泰元年御  
導師依老耄肩輿參と見え、平定家朝臣記、康平四年九月、平等院御塔供養の條に、導師  
前大僧正明尊、乘肩輿云々、此他にも一二書に見えたれど、上の屋形輿及び肩輿とも、  
其製作方詳かならず○手輿といふあり、大鏡に、道長公山へ戒壇にのぼらせ給ひけ  
る程こそ、入道殿は見え奉らせ給はざりけれ、御自からは、本意なくかたはら痛しと  
おぼしなりけり、座主のたごしにのりて、かいささせてのぼり給ひける。と見え、中右  
記天永二年二月、院令參詣八幡給於廓前門、下令乘手輿、御駕輿丁昇之、とあり、台記久  
壽二年八月の條、玉海治承四年十二月の條などにも、手輿見ゆ、以下の家乗にも屢見  
えたれども、さのみはとて省略す。○四方輿は、蛙抄に云、四方輿、間事、上皇、攝關、大臣以  
下、公卿、僧綱等、遠所之時、乘用之、直衣、衣冠、淨衣、狩衣、時、皆乘之、棟之牀、真俗相替、俗ハ庵  
形、僧ハ如兩眉、其外無差異、表張綱代、青地黄ノ文小八葉也、下張白紙、四方ニ懸、簾、例青  
簾、革緒也、力者一手昇之、着白直垂、真俗同也、二手ト號スル六人也、前後各三人昇之、三  
人之内、中央ハ如常、懸綱於肩昇之、其左右兩人ハ、只取長柄也、前後共同之、遠所ノ時ハ、

二手モ三手モ可召具也、一手ノ外ハ、只與ノ前後ニ走行也、俗僧同之、長途之間、相替昇之、と見ゆ、また門室有職抄云、與乗下事、四方輿ニハ、自傍下乘、左右任意、若自傍無便ハ、自前可下之、四方輿ノ籠ヲハ、前へ一面揚之、三面ハ人相過之時、下ス、有煩故也云々、とも見えたり、此四方輿も諸記録、家乗の類に多く出たり、之を省く、○網代輿、棟立輿後愚昧記に云、永和三年八月廿九日、(若宮御方渡御)申刻許、三品(主上御母儀)爲御迎來臨、用網代輿、力者六人昇之、懸下籠也、下部三人(直垂重大帷)具之、可爲車軼、如何、不得意事也、と見え、建内記、永享三年三月室町殿、今日渡御一條大宮素玉房庵室也、自彼庵御乗移網代輿、云々、また康富記嘉吉二年八月廿二日、畠山左衛門督入道管領職出仕始の時、網代輿に乗り、騎馬十人召連る事見えたり、○袖輿あり、滿濟准后記、正長二年三月の條に、聖護院准后袖輿に乗ること見え、また自からも、院參に着袈袋乘袖輿よし見えたり、○張輿あり、山槐記に治承四年五月、高倉宮乘張藍摺輿よし見え、吉記にも、元暦二年五月大夫判官義經相具前内府、乘張藍摺輿などみゆ、又海人藻芥に、四方輿僧俗皆用之、手輿、腰輿、是者或社中用之、張輿、僧俗一向内々時用之、駕柄輿、是者田舎等用之、當時板輿ト云モノナリとある、簡短に能く解きたり、○片庇、四方輿あり、日吉社

室町殿參詣記に、應永九年九月十二日、室町殿准三后從一位前左大臣征夷大將軍源義濟公、辰上刻御片庇ヲ出ス、四方輿、御狩衣直衣と見ゆ、○塗輿あり、鎌倉年中行事に、正月廿九日、雪下今宮へ御參詣、直ニ瀬戸ノ三島大明神へ御社參、御先ニ御劔云々、公方様御輿、赤漆御單物也、又、滿濟准后記に、正長二年九月廿二日、室町殿御下向云々、管領已下大名主人塗輿騎馬濟々供奉、ともあり、常照愚草に云、ぬりこしの御免の事、三職不及御免、其外國持并大名など、乗つけられ候、家々代替の時、御免を申され候なり、入道は不及御免、山候へども、いかに候や、赤漆にもこき赤うるし、くり色など次第有之事也ともあり、○籠輿あり、太平記主上御没落笠置事の條に、俄ノ事ニテ、網代輿ダニナカリケレバ、張輿ノアヤシゲナルニ云々、先一宮中務卿親王云々、實尊都合六十人、其所從眷屬共ニ至ルマデハ、計ルニ不遑、或ハ籠輿ニ被召、或ハ傳馬ニ乘ラレテ、白晝ニ京都へ入り給ヒケレバ、とあるを按へば、今もいふかごとといふ物に近き製作ならん、鹿苑院殿嚴島詣記にも、康應元年三月十一日、御社ふし拜ませ給ひて、御前の濱の鳥居のほとりより、かごにて御般にうつらせ給へり、とも見えたる、即ちかごとのみもあるを以て、明なるべし、○乗物といふは、其もと輿及び車などを始め、すべて

人ののるべき物、即ち總稱していひしが如きも、後には上のかご輿の類を稱するものとなりしなり、平家物語判官都落の段に、十餘人の女房たちをば住吉浦に捨置たりければ、云々、住吉の神官これを憐れみて、乗物どもをしたて、皆京へぞ送りたる。とあるは、いかなる物にか、天正年間以來屢この名稱をかける、畠山記、或は清正記、大友興廢記、見聞雜錄、慶長見聞記、大阪軍記以下の物に見ゆる、みなかごの類なる事論なし。またこの類を荷ネテひ輿カマ擔カマぎ輿ともいふ、又山乗物といふものも見ゆ、大阪軍記に、將軍御一騎にて、歩行者廿人ばかり、はら／＼に御供なり云々、暫有て本多佐渡守、山乗物にのり、かぶとばかり着し、澁帷子着て、澁團扇にて、蠅を拂ひながら、罷通り候、是は御供と見えたり。とある、山中を通行すべきが爲、手軽く製造せしものにや、さらば今もいふ、山かごといふ物に近かるべし。猶輿コの類あれども、要を摘むのみ。

以上輿といふべきものに屬する物の、大略部類なり、此類の參攷書のくはしきものは、樂翁君の事とりてかゝしめられたる輿車圖考あり、又武家名目抄の輿馬部など、近年故實叢書に收めて尤も見安し、こゝにいふも大かたそれらに據る。

## 輿車 其二

唐車 車の中にも、大なるものにて、その飾りもしたたかなり、飾抄にいふ、太上天皇、また攝政、及び關白を始め、無上之人のるべきよし見ゆ。永治元年十月、大嘗會御禊に、乘唐車、供奉若宮、御行始、天治二八廿五、若宮渡御二條殿、御車等遠江守宗章朝臣調献唐御車、以青色糸付房、簾等皆青色也とあり。又、九條家注文に、唐御車、上葺檳榔、廂并腰總、檳榔立板外、綵色同内、押綾畫唐畫緣錦、袖外、綵色物見、落入外御簾形内、押綾繪緣錦と見ゆ、此文中に落入とあるは、物見の板の下におとし入るなり、上る時は懸金あり、落入にあらぬには蟹甲あり、また檳榔とは、蒲葵の葉なり、御簾、編系紫七緒緣錦如檳榔御簾裏綾紫、こゝに如檳榔御簾とは、蘇芳にて染めたるなり、小簾四枚、蘇芳編系同、四緒緣裏錦綾同、長各二尺、金物外、金開戸皆黃金物、下張、白色紙散薄、御座、京廷緣縹網裏皆絹、上廂、結組、御下簾、蘇芳浮線綾、以色々糸縫唐草小鳥筒貫素尻金物、上に七緒、四緒などあるは、簾の緣の編系七筋、或は四筋あるをいふ、また筒貫とは、帳などにもありて下すだれのきぬを縫ひつくる、眞に用ゐる木なり、鞆、總或無之、綱、白妙常或打

交唐綾在綱志部打ませとは、スズメ下濃又はニホヒ匂に染めたる綾を、三つ打にしたるなり、雨皮(張廷)

此唐車の實物、いま皇室博物館歴史部に、かの御風輦御腰輿などともに、宮内省の御出品として、陳列せられたれば、其くはしきさまは、實物に就て心得らるべし。

糸毛車、延喜彈正式に云、凡内親王、三位已上内命婦、及更衣已上、並聽乘イトフキ絲茸有、イシ庇之車、并着緋牛鞆と見え、西宮記にも、絲毛、式部卿依一分召、參着乘、イシ庇系毛車、また天曆四年十月廿一日、皇太子入桂芳坊、中略太子與母御乘牛車、廂差糸毛車有職抄云、糸毛、此車ニハ、院、后宮、東宮、内親王、女御代、攝政、關白之ヲ用フ、又式部卿一分召ニヨリテ、省ニ向フ時、廂差庇差ノ糸毛ノ車ニ乗ルト云フ、久壽元年十月四日、東宮鳥羽ノ南殿ヨリ、同ク田中殿ニ行啓、先例禪閣ニアル貞信公ノ青糸毛ヲ召ス、今度院ニ青糸毛ヲ用ヒラルト云々、件車、故待賢門院中宮トシテ、常ニ出入ノ時、白川院ウツシ造ラル、由、古記ニ見エタリ、土御門大納言曰、貞信公ノ青糸毛、執柄家ノ秘藏ノ間、白川院造リ給フカト云々、貞信公ノ青糸毛車輿、寸法如例、例檳榔、轆輪、同前以上金銅ノ金物アリ、前後庇、青キ總アリ、上葺、青キ糸網附絹糸毛ノ上ニ、金銅ノ窠文ヲ付ル、其間ニ唐草ノ文ヲ付ク、簾面青シ、

薄青ノ糸ヲ以テ、竹ニ卷キテ之ヲ編ム、練糸ナリ、孔雀ノ丸ノ文ヲ繡フ、縁ハ薄青ノ倭錦、棟綵ノ平絹、堀物ノ金物アリ、裏青平絹金物アリ、或記ニハ、萌木打ト記セリ、下簾青末濃、有文ノ紗繡アリ、長一丈五尺、鞆、平皮ヲ帖ム、其上朱ヌリ、杏葉十六、臥蝶十八、草崎六、胸掛、同前杏葉五、臥蝶五、草崎、面懸、同前杏葉五、草崎六、楊、鵲足金物、總角組四ノ角ニ之ヲ掛クル總アリ、面青地錦、縁四方ニ伏セ組アリ、唐和五年八月廿七日、東宮立太子ノ後、初テ行啓ニ、貞信公ノ青糸毛ノ車ヲ用ヒラル、知足院ノ關白、時ニ左大臣ニテ之ヲ進スト云々。

雨眉車、蛙抄云、雨眉車、或雨字作尼非也、網代庇車、同物云々、又古車圖ノ内ニ、有雨眉車代庇有、雨眉檳榔庇、所詮通、兩物之號歟、可尋と見えたり、また太政大臣用之、攝政依事用之ともあり。

雨眉とは、唐車のやかたの如きを云なり、雨まゆのあじろの車と、雨眉網代庇車とはべちなり、雨眉檳榔庇はもとより別なり、されど大にかはる事はあらず、網代のやかたを、檳榔毛もてふきたるのみなり。

有職抄云、雨眉網代庇車、或記ニ、執柄并太政大臣之ニ乗ル、他ノ大臣之ヲ用ヒズト云

へリ、其様、屋形ノ上白キ網代、同色ノ文有リ、鞆繪、庇ノ上白キ網代、文ナシ、四ノ角ニ打金物アリ、袖同ク白キ網代、漆繪ヲ以テ大鞆ヲカク、物見ノ下、例ノ網代、小鞆、袖ノ内、立連子有リ、朱ノ細キメンアリ、其下例ノ連子庇ニ、朱ノ垂木ヲ掛ル、瑞ノ金物ナシ、瑞ニ黄土ヲヌル、廂ト物見トノ間ニ、内外ニ横連子アリ、朱ノ細メンアリ、角毎ニ打金物アリ、物見ノ板、外ニハ籬、綵色、内ニハ遠山霞鶴ヲドヲ書ク、立板、小葵ノ綾ヲ張テ、四季ノ書ヲカク、左ノ前春、同後秋、右ノ前夏、同後冬、唐綾上緒革崎ヲ入レズ、下張、白色ノ紙箔アリ、籬、青組ノ糸五緒一ツ文、藍革ノ縁文小鞆、裏ノ縁ハ青キ唐綾、上緒革崎ヲ入レズ、上緒とは、すだれの縁に、小さきかはあり、それに穴あり、すだれ巻く時、其かはの穴に、ひぢかねかけてとむる也、革崎いれずとは、其革のさきに金もの無きをいふ、物見ノ籬、編糸、并ニ裏縁等前ノ如シ、青地錦ノ縁、小文二枚、別組掛緒二品アリ、疊、大文ノ高麗縁重筵、下籬、青末濃、鞆、緒總、鞆、榻、黄金物、

檳榔庇車、蛙抄云、檳榔庇車、親王、執政、太政大臣、用之、束帶時乘之、直衣始時、青籬同下籬乘之、用、畝鞆、○桃華藥葉云、檳榔庇、太閤之時乘之、此車知足院長承頃而廻意巧、令造給、眉ハ常眉ノ角ノ入タル也、凡家ハ、太政大臣之時、或用之、眉輕唐棟故、是ヲモ號、尼眉云々、

○有職抄云、檳榔庇、太上天皇、攝政、關白、大臣、親王等之ヲ用フ、嘉禎三年三月廿六日、近衛前關白兵仗之拜賀ニ、檳榔ノ庇車ニ乗ル、其體上檳榔庇同檳榔、總アリ、袖ノ上ノ連子、唐花ヲ書ク、物見ニ半蔀アリ、蘇芳籬同下籬、將軍家ニ、永享九年十月廿一日、行幸ノ日ニ依テ、普廣院將軍ノ時、左大臣ニテ行幸以前ニ、先ツ參内之時、檳榔毛ノ庇車ヲ用ヒラル、天承元年十一月九日、知足院攝政、兵仗ヲ賜フ後、初テ參内ニ、檳榔ノ庇ヲ用フ、青キ籬、同青キ下籬ノヨシ見エタリ、治承四年二月十一日、故攝政ノ二郎若宮元服ニ、月輪右大臣ニテ檳榔毛ノ庇車ニ乗テ、彼亭ニ向ハル、文治三年二月朔日、月輪攝政内府ヲ相伴テ院參、攝政庇ノ車、内府半蔀ノ車ニ乗ル、

諸家ニハ、納言ノ大將、關白ノ許シヲ受ケテ、庇ノ車ニ乗ルコト、保延六年十二月九日、久我右大臣、大將ノ直衣始ニ、法性寺關白ノ許ニヨリテ、始テ半蔀ノ車ニ乗ルヨシ見エタリ、貞和四年十一月十日、中園相國ノ拜賀ニ、檳榔毛ノ車ヲ用フ、

網代廂車、蛙抄云、親王、攝政、大臣、各用之、又上皇内々時、用之、歟、○有職抄云、院、皇太子、攝關、大臣、親王之ヲ用フ、又半蔀ナド、云フ車アリ、網代ノ庇ノ類ナリ、院御乘用例、大治二年三月十九日、白川新造ノ御堂供養、兩院御幸庇ノ車御同車ト云々、大治四年正月廿

九日、兩院加茂社ニ御幸、庇車御同車云々、仁安元年十月、憲仁親王立太子ノ日、上皇御幸、庇車ニ乘御、女院、嘉禎二年四月十七日、鷹司院(准后)入内、庇ノ車ヲ用ヒラル、將軍家ニハ、康曆二年正月廿日、鹿苑院准后、大將ノ直衣始ニ、網代庇ノ車ヲ用ヒラル、嘉慶三年正月二日、同准后參内始ニ、網代ノ車ヲ用ヒラル、永享二年十一月九日、普廣院將軍、大將ノ直衣始、網代ノ庇ノ車ヲ用ヒラル、攝家ハ、治承三年三月三日、宇治ノ一切經會ニ、松殿關白ノ網代ヲ用フ、文治三年十一月廿三日、高倉院第二皇子着袴ニ、月輪攝政腰結ヒトシテ參内ノ時、庇ノ車ヲ用フ、嘉禎四年正月廿六日、圓明寺任大將ノ召仰ノ時、猪隈太閤庇ノ車ヲ用フ、治承三年三月十五日、執柄ノ北政所、平野社ニ參詣、上白ノ網代ノ車ヲ用ヒシナリ、諸家ニハ、久壽二年四月五日、東北院十種供養ノ日、宇治左府庇ノ車、子息兼長、帥長、半蔀ノ車ヲ用フ、治承三年三月三日、宇治一切經會ニ、花山院太政大臣、上白ノ網代ニ駕ス、貞和五年正月廿九日、院御幸始、中園相國網代車ヲ用フルナリ。

此車は、前にいふ、雨眉のひさし車にかはる事甚た少しと心得べし。

半蔀車、九條家注文に云、納言大將半蔀車網代、棟ノ上物見ノ上下例網代也、文如恒、半蔀ノ上白網代無文、裏小格子如例、袖、白網代以漆書文、或記云、半蔀ノ上例網代云々、女房乗用之時者、不懸物見、籠鉤物見板、男乗用之時者、物見板下へ落入テ、懸小籠也、物見板外ニハ、籠ヲ彩色、内ニハ、書遠山霞鶴等、下ニ落入ノ様ニ、構ノ内ニ構懸金懸之立板、(小葵綾ヲ張テ、書四季繪、左ノ前春、同後秋、右ノ前夏、同後冬、赤地錦、緣上下四角並其間有平金銅金物、外金物、並開戸金物等、黒赤銅散物、内金物、並雨皮付、有栗形、籠懸半蔀、角等金物、銅黃金物、下張、白紙色有薄、籠青編糸五緒、一ハ藍草綠文、小鞆繪、裏ノ緣ハ奇唐綾裏緣ハ青唐綾、上緒不入、革崎、物見籠、編糸並裏緣等、如先青錦綠小文、一方ニ二枚ニ別懸、緒二筋組、疊京越、大文高麗緣、下籠、青末濃如例、鞆、散物金物、黒赤銅網代、並八葉之時、猶用此楊當家如此、○有職抄云、半蔀車、院、攝政、親王、大臣、大將、之ヲ用フル也、但納言ノ大將ハ、差別アリ、其體、或記ニ、網代、棟ノ上物見ノ上下例ノ網代也、文、鞆繪、半蔀ノ上、白キ網代、文ナシ、裏ハ小格子、或記ニ、例ノ網代ト云々、袖ハ白キ網代、漆ヲ以テ文ヲ畫ク、物見ノ板、立板、下張、籠、物見ノ籠、疊、鞆、榻等、網代ノ庇ノ如シ、半蔀上ノ金物、並ニ雨皮付、栗形アリ、籠懸半蔀等ノ金物、銅黃、嘉禎四年三月十二日、光明峯寺關白記曰、今日左大將、初テ半蔀ノ車ニ乗ル、伴車左大臣以前ニヨリテ、外ノ金物ヲ打タス、家ノ

流也、故入道殿余等如此、袖ノ白網代ノ上、漆ヲ以テ牡丹ヲ畫ク、代々家ノ例也、法性寺殿或ハ袖椿ノ予ヲ用ヒ給フ、予故攝政右府等、此説ヲ用フト云々、將軍家乗用例元暦元年十二月九日、鎌倉右大將頼朝、先日院ヨリ賜ハル、半部ノ車ニ駕シ院參ス。攝關安元二年三月五日、月輪殿關白御賀ノ後日、參内ニ、右大臣ニテ半部ノ車ヲ用フ、治承三年十一月十三日、童女御覽ニ月輪右大臣ニテ半部車ヲ用フ。○明月記云、寛喜元年十一月廿五日、相國直衣始、半部車輶繪(小八葉之種)五ヲ袖ニ如五日被置、切物見車也、棟如唐棟。

これはじとみの異なり。

檳榔毛車、西宮記云、檳榔毛、太上天皇以下四位已上通用、非參議不立榻、近無乗用之人、又云、上皇乘御車、檳榔前朱雀院初出、大内之時、乘金飾檳榔、○蛙抄云、檳榔車(毛車是也)親王、大臣、納言、參議散二三位、皆用之、古者僧綱乘之、女房又乘之、賀茂祭女使、並入内出車等、納言、參議、皆獻之、車副、牛童、雨皮持等、如例、親王以下、束帶直衣共乘之、○有職抄云、毛車、太上天皇以下四位以上、通用、非參議ハ榻ヲ立テザル由、西宮抄ニ見エタリ、但太上天皇四位以上之ヲ用フトイヘ、庇、半部、物見、簾以下ニ付テ、各差別アル也、檳榔

ナキ時ハ、菅ヲ用フル説アリ、其様、簾、蘇芳(緣浮線綾)下簾(蘇芳末濃)鞆(連着革鞆)疊(縹網端)榻(大臣黄金物)大將散物、納言以下黒漆ノ金物、但執柄家之納言散物、大臣黄金物、永治元年十月、御禮女御代、金作ノ檳榔、例ノ檳榔ニ金物ヲ用フルナリ、青簾紫ノ下簾、連着之鞆、自餘常ノ如シ、文明八年將軍家新調車、當家ヨリ注進セシムル目錄、檳榔毛車、箱(物見ナシ)輦戸アリ、前後ニ高欄アリ、棟ノ表袖ノ表、左右各檳榔ヲ掛ク、腰篋アリ、簾(濃蘇芳)紫ノ編糸、錦緣裏綠紫ノ唐綾、七緒アリ、大臣以下、大將以上ノ差別ナシ、疊(縹網綠)引掛、莖アリ、前後同シ、鞆(平畝)榻(親王、大臣黄金物)納言、參議、黒金物、造繩(白布之ヲ打ツニ、長ク打チテ、二重ニトリテ、中央ニ付クル、別ノ緒ニテ、牛ノ鼻ニ之ヲ付ル)將軍家ニハ、建久元年十二月二日、鎌倉右大將頼朝、直衣始參内ニ、檳榔毛車ヲ用ヒラル、建武元年十一月十九日、等持院將軍、參議拜賀ニ、檳榔毛車ヲ用ヒラル、文明十八年七月廿九日、常徳院將軍、大將拜賀ニ、新調ノ檳榔毛ノ車ヲ用ヒラル、又應永十四年七月十九日、勝定院將軍、大將拜賀ニ、檳榔毛ノ車ヲ用ヒラル、康曆三年正月七日、鹿苑院准后、一位ノ大將ニテ、節會參勤ノ時、此車ヲ用ヒラル、諸家ニハ、康治二年九月八日、齋宮群行ノ日、宇治左府大納言ノ大將ニテ、檳榔毛ノ車ニ乗ル、仁平三年閏十二月廿七日、中納言

ノ中將兼長拜賀ニ、檳榔毛ノ車ヲ川ノ建保四年七月廿四日、京極黃門季御讀經ノ結願ニ毛車ヲ用ヒ、曆應四年正月朔日、中院大納言參内ニ毛車ヲ用フ。

文車、九條家注文ニ云、侍從、中少將時召之云々。○蛙抄云、殿上人、網代車、俗號之文車、四位五位、中將及侍從、外衛督、佐等用之、依年齡之老壯有差、老者白繪也、少者平文也、箱如八葉、但壯年人ハ、袖格子三重襷、如菱、軒格子常ノ體ニテ、三重襷、非菱也、老年人ハ、併如八葉格子、網代、壯年人、棟表並物見上下、袖表等例ノ網代也、老年、人物見所ト、有大八葉、其外又如平文、物見板、壯年人ハ、外方紺青地、一枚別扇各一本、扇有四季繪、扇枚別ニ有日形、爲見物之蟹甲、左右前後同也、内方遠山霞、飛鶴等畫之、老年人ハ、黒染以胡粉畫扇、疊扇打替、以是老年之文車、號白畫車、歟云々。○有職抄云、四位五位ノ人用ルヲナリ、其躰網代ニ色々繪文ヲ畫クト見エタリ、或圖ニ、網代屋形ノ上ハ、霞物ハ岩ニ松、袖ノ透文ハ桐ノ立枝、物見ノ戸ノ文ハ、ツブ桐、地ハ紺青ヲヌル、簾五緒ハ、淺黄革總角ハ紅ノ糸ニテ之ヲ結ブ、此腰板ニハ、左右ニ春秋ノ心ヲ色々カク也ト云々、久安三年四月廿日台記云、中將兼長朝臣、正四位下ノ拜賀ナリ、中將車去年ハ常ノ網代ヲ用フ、今日始テ檜網代ヲ用フ、文同ジ、同年十月廿六日、同記ニ師長昇殿ノ時網代ノ車、其文岩小鳥ト

云々、文安元年十一月廿二日、大染金剛院記云、頭中將公綱朝臣、貫首ノ拜ニ來、文車ヲ用フト云々、寶徳三年六月廿六日、將軍初度ノ院參、供奉殿上人顯言朝臣、忠富朝臣、永繼朝臣、以上文車ニ乗ル、長祿二年正月十六日、公繼卿大納言、并ニ前駟殿上人教國朝臣、公胤朝臣、文車ニ乗ル。

網代車、九條家注文に云、網代車、任相國之後乘之、大概不違尋常大臣車、但物見上有横連子、網代、白網代、以漆畫蝶、物見紺青地、白蝶丸、蟹甲立物見、内、押綾如先、縁錦同、御簾、五緒編總村濃、無革、前金物藍革、遠文三蝶、引手組四筋長如先、棟通如普通、

蟹甲とは、内の方に障子の引手の如きもの也、其金の尻をうしろにて留る、其うへに丸き金物を打つ也、かたち似たれば斯く名づく、引手組とは、物見の簾にかくる組緒なり、如先とは、此注文文車の次に、此車を出すによりて也。

下張、白色紙散白箔、御坐如先々御榻、金物塗籠、網代袖牡丹蝶上并立板、大八葉已上染網代、御簾、編糸村濃、藍革如常、裏如常、物見立板黒塗、金物如常、外金物大臣以下不打云云、下張、白色紙散白箔、御坐如常、御榻金散物也云々、○有職抄云、網代土御門大納言抄曰、網代ニ庇ヲサシ、或ハ連子アリ、或ハ物見ニ簾ヲ掛ルハ、攝政、關白、大臣、大將之ニ乗

ルト云々、今按スルニ、此外上白同前也、又網代ニ庇連子等ナキハ、納言以下用フベキ也、仁平元年二月十六日、隆長元服、網代ノ車ヲ用フ、網代ノ文、石千鳥龜、物見ノ繪、千鳥簾、草青、今度新造ノ由、父左府ノ記ニ見エタリ、攝關、承安五年四月廿七日、今日良通侍從、拜賀ニ網代ノ車ヲ用フ、嘉禎四年四月十一日、一音院關白、元服ノ日、參内ニ、網代ノ車ヲ用フ、諸家、建保四年七月、京極黃門季御讀經之日、網代ノ車ヲ用フ、曆應三年八月廿二日、右府師尹ノ息、元服ニ、中院大納言通冬、彼亭ニ向フ、網代ノ車ニ乗ル、貞和六年正月朔日、院ノ御承ニ、東宮大夫實夏、網代ノ車ヲ用ル也。

八葉車、傍抄云、八葉、有大小、大八葉、五緒長物見、極位人、大臣乘之、而近代多乘用不可然、賀茂祭日、辨已下車、保元二四十二、御禊權右中辨惟方、位藏人、左衛門權佐、車不切物見、仁安三四十五、右少辨重方、車小八葉、外記史無物見、保元四四十一、頭右中辨雅教朝臣、車八葉、物見如例、赤鞆、黑牛云々、○有職抄云、八葉、土御門大納言抄云、大八葉、五緒長物見ハ、極位ノ人大臣之ニ乗ル、然ルニ近代多ク乘用ス、不可然事也ト、云々、或抄云、院ノ御車ノ文、内ハ大八葉、袖ハ唐草上ハ白、是晴ノ時ノ御車也、又大八葉ノ長物見、襄時ノ御車也云々、又賤官外記史等ノ輩モ、小八葉ヲ用ル也、但下輩ハ物見ヲ切ラザル也。

院、建保四年四月十四日、賀茂祭院密々御物見、八葉車ニ乗御、貞永二年七月十七日、上皇、太政入道、川東ノ水閣御幸、八葉ニ乗御、貞和二年十二月廿日、新院初テ八葉ニ乗御、攝家、正和三年閏三月九日、光明照院下院參ニ、大八葉ノ車ヲ用フ、同四年二月十四日、東宮初テ蹴鞠ノ時、關白八葉ノ車ヲ用ヒシナリ、永享十年二月日、後福照院吉田社ノ參詣に、八葉ノ車ヲ用フ、寶徳四年三月四日、將軍家花頂花遊覽ノ時、大染金剛八葉ノ車ヲ用フ、長祿二年六月十一日、將軍家着陣ノ習禮ニ、大染金剛院八葉ノ車ヲ用フ、將軍家、建久元年十一月八日、鎌倉右大將賴朝、上洛ノ後、初テ參内ノ時、網代ノ大八葉ノ車ヲ用ヒラル、嘉禎四年二月廿三日、七條將軍上洛ノ後、初テ參内ニ、八葉ノ車ヲ用ヒラル、嘉曆三年正月十三日、鹿苑院准后ノ時、一位大將ニテ、恒例參内始ニ、此車ヲ用ヒラル、永享三年十二月十一日、普廣院將軍、于時一位大將ニテ、新造ノ室町亭ニ移徙ノ時、此車ヲ用ヒラレシ也、文安六年三月十一日、普廣院將軍、新造ノ亭、移徙ニ八葉ノ車ヲ用ヒラル、諸家、貞和二年十一月九日、風雅集竟宴ノ時、中園相國前左大臣ニテ、八葉ノ長物見ノ車ヲ用フ、物見ヲ開テ藍草ノ五緒ノ小簾ヲカクル、内方ニ掛ル也、同三年二月晦日、上皇天龍寺ニ臨幸ノ日、同相國八葉ノ車ヲ用ヒシ也、嘉吉三年四月廿六日、



車の名ところを次に擧ぐべし。○屋形車蓋、延喜式内匠寮式云、牛車一具、屋形長八尺高三尺四寸、廣三尺二寸、同彈正式云、市人不得以白綾、夾纈等、爲車屋形裏、と見え、和名類聚抄云、車蓋轆附、大戴禮云、車蓋俗車屋形、夜加太、二十八轆、以象列星也、野王案、轆音老、車蓋上椽也。○上葺飾抄云、毛車條云、葺青糸押金窠文、また桃華葉唐庇車條云、上葺(檜榔毛)毛車ニ限リテ云フ、葺バナリ。○箱、和名類聚抄云、鞞唐韻云、鞞音餅、車箱也、漢語抄云、車箱、車乃度古一名車輿、また大永庇車注文に、箱、無物見有蓋戸。○庇、延喜彈正式云、糸葺有庇車、飾抄云、網代有庇、車ノ前後物見上へ指出タル庇ヲ云フ。○半葺飾抄云、保延二三四、大殿春日詣、直衣冠、檜榔、有半葺庇、半葺ハ、家ノ如ク物見ニ別ニ庇有ルヲ云フ。○眉、大鏡云、某物覺えて、不思議なりし事は、三條院大嘗會御禊の出車、太皇太后より被奉事ありしや、大宮の一の車の口の眉に、香囊、かけられて、空たきものたかれたりしかば、二條の大路のほど、煙り満ちたりし様こそ、目出たく今にさばかりのもの又なし云々、こは車の前後の屋形をいふ、棟とも云、雨眉は、唐弓を伏せたる、よつ形櫛形のやうなるは常なり。○棟融園大曆云、貞和四年五月廿八日、彈正少弼公與朝臣車、棟融不付之、蛙抄文車條云、棟融是角總事也、壯年紅糸、老年白糸、各前方棟

木ノ下ニ附ク、融ハ通ノ義ナリ、車ノ前ノ中央ニ、アゲマキヲ附ルヲ云フ。○棟、蛙抄、檜榔車條云、棟表袖表、左右各覆、檜榔内方及左右、各有格子、屋ノ棟ノ事、屋形ノ上ニ前後へトホリシ木ナリ。○袖、飾抄云、近衛使少將顯家朝臣、車前袖云々、後袖云々、蛙抄、袖表云々、同裏云々、車ノ口左右ニアル者也、袖ノ表、又前袖後袖ナドモ見ユ。○軒格子、袖格子、蛙抄、文車條云、壯年ハ袖格子三重襷、如菱、軒格子常ノ體ニテ、三重非菱也、軒格子、袖格子、車ノ内方、棟左右格子有リ。○物見板、飾抄、網代條云、物見懸簾、室町家車注文云、物見ノ落シ入、外ニハ簾ノ方ヲ置ク、蛙抄、網代車條云、物見上、細所無文、中下立板、内方黒漆、左右に窓の如きを物見と云、落入とは、其窓の戸の如きものを、下へ落し入る様に構へし也、物見の下を下立板と云、物見と軒の間を、細き所と記せり。○長物見、切物見、台記云、保延二年十月廿二日、着布衣、參鳥羽、長物見車、門室有職抄云、大八葉切物見、此襲儀也、前ヨリ後ノ袖マデナルヲ、長物見トイフ、半ホドナルヲ切物見ト云フ。○開戸、登月、台記云、仁平三年九月十日、先是開戸、忠光卿記云、於門前乘車、小雜色自右方立榻、信盛開簾、輦戸、毛車ニ云フ所ナリ。○軾、和名類聚抄云、軾、軾附、說文云、音式、和名車乃度之岐美、車前也、四聲字苑云、軾、之忍反、車後橫木也、權記云、寬弘八年三月廿七日、以榻立軾前

云々○傍建ホウケン梓建、玉海云、養和元年十二月五日、凡上下方共有布餘、爲結附車於梓立也。承久記云、實朝細太刀ノ、手形ニ入リタルヲ知ラセ給ハ、テ、打折ラセ給ヒヌ。車の前後の口の左右に、立たる木にして、そのなかばのほど、外手に屬ける所に、手形あるものをいふ。○前板マエイタ、踏板、台記云、仁平元年八月十一日、税駕暫安、輓於榻上、乘車籠諸卿皆來、後立榻前板下、卷車籠云々、車の口にある板なるからに、踏板ともいふ。○高欄カウラン、蛙抄云、柅榔車箱無物見、有開戸、前後有高欄、車によりて前板の内に高欄あり、高欄なき板もあり、前後の内にある木などをいふなり。○輓ナガエ、和名類聚抄云、輓、唐韻云、輓、張流反、車輓也、輓音圓、和名奈加江、俗在前謂輓、在後謂之鷓尾、或云小輓、車輓也。○雨皮附アマカハツツ、桃華藥葉、廂車條云、金物、雨皮附散物也、輓に金物有りて、雨皮のつまの緒をゆひ留るなり、これに栗形といふあり。○輓頭ワビキ、和名類聚抄云、輓釋名輓、音厄、久比岐、所以扼牛頭也、玉海云、建久四年四月廿日、加茂詣於中立榻置頭木。○鷓尾シメヅメ、富尾、成通卿口傳云、輓のうちちや落つらんと覺えしかば、とみの尾の方より走りくゞり越えて、庭へ出してき。清少納言枕草紙云、わすれにし人の車のとびの尾に、半臂の緒引かけつゝ、かりにて居たりし。經俊卿云、寛元四年二月十六日、次於門外、税御牛差廻富尾、入門内、寄中門妻戸。○

**軸ワキ延喜内匠式云、牛車一具、(中略)軸木一枚、和名類聚抄云、軸、說文云、軸、直六反、和名與古**

加美、持輪者也。明月記云、建曆三年七月十三日、内侍遲參之由、度々催、適參入、新藏人車其軸廣不入門之間、忽以鉏切破門ほをたて之由、召使語之。○輪、延喜内匠式云、牛車一具、(中略)輪料櫟廿八枚、和名類聚抄云、輪、輞附野王案、輪音倫、和名、和、車脚所以轉進也、四聲字苑云、輞、文兩反、漢語抄云於保和、一云輪牙、車輪郭曲木也。○輞、延喜内匠式云、牛車一具、(中略)輞輻料櫟九十七枚、和名類聚抄云、輞、老子經云、古車有三十輞、音福、和名夜、以象月數也。○轂、和名類聚抄云、轂、說文云、轂、古祿反、漢語抄云、車之古之岐、俗云筒、輻所添也。大鏡云、御車よりいそぎありつゝ、皆々參給ひし、大臣二人は、左右の御車のとらさへて、立たせ給へり。○輞、和名類聚抄云、輞、野王案、輞、音割、和名久佐比、軸端鏡也。○輞、床縛、廂縛、輞、和名類聚抄云、輞、唐韻云、輞、音博、車下索也、釋名云、輞、今案和名度古之波利、在車下、與輿相連縛者也、(車の輪を放すも、此とこしはりを解きて、輿と輪とを放すなり。明月記云、文曆二年十一月廿六日、兵部少輔經俊車欲融、少將雅繼車傍少將牛童押塞、懸寄車三條築垣車筒懸、經俊車輪責融問、輞輞剪車放輪落袖又破云々。○釘、延喜内匠式云、牛車一具、(中略)和名類聚抄云、說文云、釘、古紅反、又古頭反、和名車乃加利毛、轂口

鍔也。○氈カサ和名類聚抄云、野王案、氈カサ諸延反、和名加毛、毛爲席也。○榻カ蛙抄云、榻間事、黃金物ハ大臣必用之、何ノ車モ相通、但半蔀車、或散物、散物金物ハ、納言大將用之、(半蔀、網代八葉皆同之)散金物ト云ハ、黑銅白文也、黑金物は、納言大將毛車ノ時用之、(當家例也)其外大中納言已下、三位已上、相通用之、黑金物トハ、鐵ノナマシ金物也、殿上人以下、一切不用之、其役人院中五位殿上人、(三中抄說也、近代四位院司例存之歟)○簾カサレ蛙抄云、車簾間事、蘇芳簾唐車、糸毛車等用之、其簾、竹ヲフシカネニ濃ク染メ、緋ノ糸ヲ以テ編メル也、赤地錦ノ縁ヲ押ス、七緒、(表綠紫綾或白)綠七之中、左右ノ端ト中央兩所ト、付簾、其間三ヶ所、不付、簾崎有金物、青簾、網代底、雨肩、半蔀、八葉網代車等用之、其簾例ノ翠簾ノ如ク、青竹也、常ノ翠簾ハ、緋糸ニテ編メルヲ、此簾ハ、依車編絲相替ル、(八葉ハ、綠糸、網代ハ、村濃、編糸小八葉組編緒也)藍草遠文ノ縁、裏縁、白綾、大臣及大將ハ、五緒、大中納言以下四緒、(此外有上草)云々、大かたかくの如し。

有職故實終

62  
394

